不利益処分の処分基準

処分の内容		職権による支援給付の変更
根拠法令及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項及び同条第４項
所管部課係名		総合福祉部生活支援課自立支援係
処分基準	関係条項	１　生活保護法第２５条第２項 ２　新座市福祉事務所長事務委任規則第４条第２項
	基準（未設定の場合はその理由）	処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項の規定により生活保護法の例による。
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）